

○富田林市子ども・子育て会議条例

平成25年7月1日

条例第29号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第72条第1項及びこども基本法（令和4年法律第77号。以下「基本法」という。）第13条第3項の規定に基づき、富田林市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 基本法第10条第2項の規定による計画の策定及び変更に関する事項について調査審議すること。
- (2) 支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、こども施策の推進に関し必要な事項を審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、次に掲げる者のうちから、委員20人以内をもって組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
 - (2) 関係団体の推薦を受けた者
 - (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (4) 子どもの保護者
 - (5) おおむね16歳から30歳までの若者
 - (6) その他市長が適当と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第4条 子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていない場合は、市長が行う。

2 子育て会議は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上が出席しなければ当該議事に関する会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、こども政策担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和５年条例第２号）

この条例は、令和７年４月１日から施行する。